

労働組合総評議会樹立に關する件 (本部提出)

(イ) 労働組合評議会の解散以来、右翼労働組合の全国的組織は未だに確立されてない。しかも産業の合理化ともなり資本の攻めは最近益々激化し労働者の生活條件は益々悪化されつつある。この際、右翼労働組合の全国的組織を確立し左翼労働組合の取っ手を又出すことは、我々労働者の前途の最大の急務である。京都及神戸に於ては、既に地方評議会を組織して活々活動してゐる。我々は速かに、この運動を全国的のものたらしめなければならぬ。無論、労働組合樹立の運動は、右翼労働組合を主体として展開されて行くてあらうが、我々は、それを援助し援助し指導することによつて、この運動を果敢なる成功に導くべき積極的任務を負ふてゐるのである。(ロ) たと問題になり得るのは全協との關係である。全協は周知の如く次の如き組織方針の下に、その闘争を進めてゐる。

(A) 然而の客觀的状態の下に於ては我々——全協——の掲げてゐるやうなスローガンを掲げ得ないやうな一切の合法組合は、すべて黄色組合(社会民主主義者の組合)である。

(B) 我々——全協——は、最初から純然たる赤色労働組合(赤色労働組合)を、これは当面の狀態下においては當然非合法たることをしひられてゐる(を樹立すること)とつとめるべきであつて、現在作り得る合法的労働組合の如きは、よしそれが如何に革命的なものであらうと

も、それは結局黄色組合に過ぎないものであるからその樹立に努力することは反動的だ。

(C) 右の規程から次の規程が生れる——一切の合法的労働組合の中へは、反対派——反戦部派——を形成して、その組合を左翼化し、その組合をして、全協の要求するやうなスローガンを掲げしめ、それを全協の旗の下へ結集する。

(ハ) 全協の右の方針は、もし彼等の理論の前提——(A) に述べたやうな——を肯定するならばそれはたしかに立派な左翼的な方針だ。だが我々は、(一) 彼の合法的組合は黄色組合だなどといふ彼等の勝手無様な規定を肯定し得ない。それは、一、觀念化された公式から出発したのであつて、決して客觀的事實に對する科學的觀察から出発したものではない。

(二) 亦論、現在の所謂「右翼労働組合」は、決して、革命的な赤色労働組合ではない。だが、それを直に黄色組合だなど規定することはたしかに錯誤である。今や資本の攻めは益々激化し、しかも「ムステルダム」派の右翼労働組合の攻撃が、我國に於ても、無同派一派の社会民主主義者によつて激々進められてゐるとき、我々が急進に合法的な労働組合を樹立し、健全なる未組織大衆と現在右翼の指導とにある胡合大衆とを、大々労働組合に結集することは、た

しかに必要である。全協がもし右翼労働組合の正しき指導なら、既述運動を指導し得る筈だ。そして、全協が、その大々労働組合を、革命的に指導し得るならば、對協の純然たる赤色労働組合樹立の企圖と、この大々労働組合の樹立とは、決して矛盾するものではない。否合法的な百パーセントの利用によつてこそ、我々の赤色労働組合の樹立は、急進にその可能性を増大するに相違ないのだ。

(ホ) 現在、全協内の一部のメンバーがやつてゐるやうな争闘のプロパガンダ、合法的組合樹立の戦術の如きは、さき述べて来た、全協の方針から出発しても、全然肯定しがたき戦術であつて、それは明かに非階級的行動である。我々は、全協そのものにとりながら樹立する必要は全然ないが、さうした。メンバーの分子行動に對しては、何等かシヤクすることなく、闘争として戦ふべきである。我々は、メチャクチャで階級闘争をやつてゐるのではないのだから我々の争闘を提議するやうなメンバーに對しては闘争として戦ふべきである。我々がメンバーとの闘争をかシヤクなく取行するならば全協もやがてさうしたメンバー共を徹底的に清算するに至るであらう。

(A) 地方準備會の樹立

「直に着手すべき我々の任務」

我々各支部は、先づ各地方に、労働組合評議会を、××地方準備會(例へば東京ならば「日本労働評議会東京地方準備會」大阪ならば「日本労働評議会大阪地方準備會」等々の如き)を樹立する

ことに努力する。その具體的方針は、

(一) 労働組合樹立の命令を發せしめ、各地の労働者を動員して、労働組合樹立のための具體的方針に於ける具體的方針を樹てる(具體的方針の決定は、委員会で決すにせよなるべく、この具體的方針——特に組合關係の黨員——の参加を求め、大衆的討議を基礎として、なすべきである)

(二) 大體の方針が決定したら、支部は、労働組合内に在る全黨員に明確なる具體的方針を與へ、それらの黨員をして直に、労働組合地方準備會樹立のための活動に着手せしめる。

(三) 支部は、組合内に在る黨員と並行して、準備會樹立の運動を外部から強力援助する。例へば必要に應じて、事務所を提供したり、演説會に辯士を送つたり、資金を募集して提供したり、階級の連絡を取つたり、その他協力し得る限りの援助を行ふ。

(四) 更に、支部は、この運動を妨害し、この運動をカクランせんとする一切の反階級的要素——交際階級、右翼メチャクチャ、解黨派、等々——と徹底的に戦ふことによつてこの運動を外部から強力援助しななければならない。当面の狀態の下に於ては、總評議会に對する交際階級からのホンの僅かな援助に對しても、支部が常に矢面に立つて徹底的に戦ふことなくしてはこの運動を進めしめることは全く不可能である。

(注意) 總評議会樹立の運動は、どこまでも、労働組合の目的的運動として展開されるべきである——労働組合のまだ成立して居ない地方に於ては、黨は先づそれを樹立する事に努力しなけれ